

公益社団法人福山観光コンベンション協会ユニークベニユー利用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市内で開催される大会・学会・会議・展示会・イベント等（スポーツ大会を除く。以下「コンベンション」という。）において、主催者が本市ならではの歴史的建造物、文化施設や公的空間など特別感や地域の特徴のある場所（以下「ユニークベニユー」という。）を利用する際に負担する経費の一部を、予算の範囲内で助成することにより、ユニークベニユーを活用したコンベンションの開催を支援し、市内のコンベンション誘致及び開催を促進すること目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受ける者は、「公益社団法人福山観光コンベンション協会コンベンション助成金交付要綱」に基づく交付決定の対象となる者のうち、市内のユニークベニユーを利用するものとする。ただし、本助成金の利用は同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）内に1回のみとする。

2 ユニークベニユーに該当する施設は、次のとおりとする。なお、ホテル内の宴会場やバンケット施設など、会議場、セミナー又はレセプションでの利用を目的としているもしくは前提としている施設は除く。ただし歴史的・文化的に特別な価値がある場合はこの限りではない。

(1) 福山城関連施設

- ・ 福山城天守最上階「天空の間」
- ・ 福山城天守前広場
- ・ 福山城天守北側広場
- ・ 月見櫓
- ・ 御湯殿
- ・ 福寿会館

(2) その他の施設

- ・ 神勝寺 禅と庭のミュージアム
- ・ 喜多流大島能楽堂
- ・ 太田家住宅
- ・ 神社・仏閣
- ・ 庭園
- ・ 歴史的価値の高い建造物
- ・ その他、会長が認める施設

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、ユニークベニユーを利用するために必要な以下の費用とする。

- (1) 会場使用料（ユニークベニユーの使用に係る費用。ただし、市が所有する施設は対象外とする。）
- (2) 備品レンタル料（椅子、テーブル、スクリーン、音響・照明機器等のレンタルに要する費用。ただし、当協会が所有する備品を貸し出す場合は対象外とする。）
- (3) 設営・撤去費（会場内のレイアウト変更や備品の設営・撤去のために要する費用）
- (4) 天候不良や自然災害等、主催者の責によらないやむを得ない事情により発生した、上記(1)から(3)に係るキャンセル料
- (5) その他、会長が必要と認めたもの

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、助成対象経費の実支出額の範囲内で、上限10万円とする。

(交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、ユニークベニュー利用促進助成金交付申請書（様式第1号）をコンベンション開催1カ月前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、助成金の申請があったときは、その内容を精査し助成金の交付が適当と認められる場合、交付決定を行い、ユニークベニュー利用促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により主催者に通知する。

3 主催者は、コンベンション終了後1カ月以内に、ユニークベニュー利用促進助成金実績報告書兼請求書（様式第3号）に指定の添付資料を添えて会長に提出しなければならない。

4 会長は、前項の実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を調査し、報告内容が助成金の交付決定の内容及び付帯条件に適合すると認められる場合、交付する助成金の額を確定し、ユニークベニュー利用促進助成金交付確定通知書（様式第4号）により主催者に通知し、助成金を交付する。

(変更等の申請)

第6条 主催者は、当該コンベンションを中止しようとするとき、助成金交付の申請を取下げしようとするとき、及び対象経費を変更しようとするときはユニークベニュー促進助成金変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(助成金の交付取消し及び返還請求)

第7条 会長は、主催者の提出書類に誤り又は虚偽の記載があると認めたときは、助成金の交付を取り消すものとする。この場合において、主催者は、既に交付された助成金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、会長が別途定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

ユニークベニユー利用促進助成金申請書

年 月 日

公益社団法人福山観光コンベンション協会 会長 様

(申請者)

主催団体住所

主催団体名

代表者氏名

担当者名

ユニークベニュー利用促進助成金の交付を受けるため、同要綱の規定に同意の上、申請いたします。

助成金申請額	円
コンベンションの名称	

■助成金対象経費（予定支出額）

[illegible]

(様式第 2 号)

福 観 協 第 4000- 号
年 月 日

様

公益社団法人
福山観光コンベンション協会
会 長 西 正尚

ユニークベニユー利用促進助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次の通り決定したので、ユニークベニユー助成金交付要綱第 5 条 2 項の規定により、通知します。

コンベンション名称	
助成金交付予定額	円
交 付 条 件	(1) この助成金は、ユニークベニユー利用促進助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 次の各号の一に該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。 ア 事業を中止するとき イ 助成金交付を取り下げるとき ウ 対象経費を変更するとき (3) 助成事業が完了したときは、終了後 1 カ月以内にユニークベニユー利用促進助成金実績報告書兼請求書を提出してください。 (4) ユニークベニユー利用促進助成金交付要綱に違反した場合は交付の決定を取消、助成金の返還を求めます。

(様式第3号)

ユニークベニュー利用促進助成金実績報告書兼請求書

年 月 日

公益社団法人福山観光コンベンション協会 会長 様

(申請者)
主催団体住所
主催団体名 印
代表者氏名
担 当 者 名

年 月 日付け福観協第 号により助成金の交付決定を受けたコンベンションについて、開催が終了しましたので、次の通りユニークベニュー利用促進助成金交付要綱第5条3項の規定により、添付書類を添えて報告し、助成金の支払いを請求します。

助成金請求額	円
コンベンションの名称	

■助成金対象経費の支出額（実績）

項目 ※「会場使用料」「備品レンタル料」「設営・撤去費」「キャンセル料」「その他」のいずれかを記入のこと	内容	金額（消費税込）

※添付資料：上記経費に関する領収書等の写しを添付してください。

■振込口座

受取人口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他
	口座番号	
	口座名義（フリガナ）	

福 観 協 第 号

ユニークベニユー利用促進助成金交付確定通知書

様

年 月 日付で通知した 第 号の事業

_____に対し、

次の条件を付けて下記の金額をユニークベニユー利用促進助成金として交付します。

〈交付額〉 _____ 円

年 月 日

公益社団法人
福山観光コンベンション協会
会 長 西 正尚

- 1, ユニークベニユー利用促進助成金要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し助成金の返還を求めます。

(様式第 5 号)

ユニークベニユー利用促進助成金変更承認申請書

年 月 日

公益社団法人福山観光コンベンション協会 会長様

(申請者) 〒

主催団体住所

主催団体名

印

代表者氏名

年 月 日付けで福観協第 号で決定のあった下記のコンベンションについて、
ユニークベニユー利用促進助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

申 請 区 分 (○を付けて下さい)	事業の中止 ・ 申請の取下げ ・ 対象経費の変更
中止・取下げ・変更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
コンベンション名	
変更後の 助成金申請額	※対象経費を変更する場合、変更後の助成金申請額をご記入ください。 円